

# JIS

## 人造鉱物繊維保温材

JIS A 9504 : 2017

(JTIA/JSA)

平成 29 年 3 月 21 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準第一部会 建築技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	伊 藤 弘	公益財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センター
(委員)	尾 崎 俊 文	国土交通省大臣官房官庁営繕部
	嘉 藤 鋭	独立行政法人住宅金融支援機構
	加 藤 信 介	東京大学
	川 上 修	一般財団法人建材試験センター
	橋 高 義 典	首都大学東京
	清 野 明	一般社団法人住宅生産団体連合会 (三井ホーム株式会社)
	棚 野 博 之	国立研究開発法人建築研究所
	長 島 一 郎	一般社団法人日本建設業連合会 (大成建設株式会社)
	西 野 加奈子	一般社団法人建築・住宅国際機構
	服 部 幸 夫	断熱・保温規格協議会
	藤 野 珠 枝	主婦連合会 (藤野アトリエ一級建築士事務所)
	村 川 まり子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 (鎌倉市消費生活センター)
	本 橋 健 司	一般社団法人日本建築学会 (芝浦工業大学)

---

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：昭和 27.9.4 改正：平成 29.3.21

官 報 公 示：平成 29.3.21

原 案 作 成 者：一般社団法人日本保温保冷工業協会

(〒111-0053 東京都台東区浅草橋 1-10-7 信成ビル TEL 03-3865-0785)

一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル TEL 03-4231-8530)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準第一部会 (部会長 酒井 信介)

審議専門委員会：建築技術専門委員会 (委員長 伊藤 弘)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 国際標準課 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

## 目 次

	ページ
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	2
4 種類	2
5 品質	3
5.1 特性	3
5.2 寸法	4
5.3 外観	7
6 試験	7
6.1 保温板, フェルト, 波形保温板, 保温帯及びブランケットの寸法	7
6.2 保温板, フェルト, 波形保温板, 保温帯及びブランケットの密度	9
6.3 保温筒の寸法, 密度及び直角度	10
6.4 熱伝導率	10
6.5 熱間収縮温度	10
6.6 繊維の平均太さ	11
6.7 粒子の含有率	11
6.8 ホルムアルデヒド放散特性	11
6.9 外観	12
7 検査	12
7.1 検査の種類及び検査項目	12
7.2 判定基準	13
8 製品の呼び方	13
9 表示	14
附属書 A (規定) 保温筒の寸法, 密度及び直角度の測定方法	15
附属書 B (規定) 熱間収縮温度を決定するための試験方法	18
附属書 C (参考) 技術上重要な改正に関する新旧対照表	21
解 説	23

## まえがき

この規格は、工業標準化法第 14 条によって準用する第 12 条第 1 項の規定に基づき、一般社団法人日本保温保冷工業協会（JTIA）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から、工業標準原案を具して日本工業規格を改正すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本工業規格である。これによって、**JIS A 9504:2011** は改正され、この規格に置き換えられた。

なお、平成 30 年 3 月 20 日までの間は、工業標準化法第 19 条第 1 項等の関係条項の規定に基づく JIS マーク表示認証において、**JIS A 9504:2011** によることができる。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

# 人造鉱物繊維保温材

## Man made mineral fibre thermal insulation materials

### 1 適用範囲

この規格は、工場、発電所、焼却炉などの工業用設備、建築物の空気調和衛生設備などの保温又は保冷に使用される、人造鉱物繊維保温材（以下、保温材という。）について規定する。

なお、技術上重要な改正に関する旧規格との対照を、**附属書 C** に示す。

### 2 引用規格

次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

**JIS A 0202** 断熱用語

**JIS A 1412-1** 熱絶縁材の熱抵抗及び熱伝導率の測定方法—第1部：保護熱板法（GHP法）

**JIS A 1412-2** 熱絶縁材の熱抵抗及び熱伝導率の測定方法—第2部：熱流計法（HFM法）

**JIS A 1412-3** 熱絶縁材の熱抵抗及び熱伝導率の測定方法—第3部：円筒法

**JIS A 1901** 建築材料の揮発性有機化合物（VOC）、ホルムアルデヒド及び他のカルボニル化合物放散測定方法—小形チャンバー法

**JIS A 1902-4** 建築材料の揮発性有機化合物（VOC）、ホルムアルデヒド及び他のカルボニル化合物放散量測定におけるサンプル採取、試験片作製及び試験条件—第4部：断熱材

**JIS B 7502** マイクロメータ

**JIS B 7507** ノギス

**JIS B 7512** 鋼製巻尺

**JIS B 7516** 金属製直尺

**JIS B 7522** 繊維製巻尺

**JIS B 7526** 直角定規

**JIS C 1602** 熱電対

**JIS G 3452** 配管用炭素鋼鋼管

**JIS H 3300** 銅及び銅合金の継目無管

**JIS H 4160** アルミニウム及びアルミニウム合金はく

**JIS R 3414** ガラスクロス

**JIS Z 1520** はり合せアルミニウムはく

**JIS Z 8703** 試験場所の標準状態

**JIS Z 8801-1** 試験用ふるい—第1部：金属製網ふるい